

(株)ティ・アシスト代表取締役社長の交代をご案内申し上げます。

平成29年6月29日の定時株主総会におきまして、人事異動が決定致しました。7月1日から藤居社長は、(株)ティ・アシストと(株)ビルメンの監査役に就任し、林取締役が、(株)ティ・アシストの新たな代表取締役社長に就任致しました。

この度、8年間に亘り、ティ・アシストを率いて来られた藤居前社長からバトンを引き継ぎ、新しく社長に就任しました。

ティ・アシストが目指す「常にプロの技術を磨き」「信頼され」「いつも感謝の心で」この3つと、前社長が大切にされた「人との和」を継承し、T-Mate一人一人が自身で考え、新たな起案や取組にチャレンジする事で、ワクワクしながら働ける職場を目指して参ります。新米社長ではありますが、皆様のサポートを頂きながら、精一杯頑張りますので、どうぞこれから宜しくお願い致します。

株式会社ティ・アシスト 代表取締役社長 林 秀樹



(株)トーカイでお世話になったこの41年間は、寝具リネンで28年、リースキンで5年、そしてティ・アシストで8年間社長を務めさせて頂きました。ビルメンメンテナンス業が未経験の私を、陰ながら温かく見守って下さった T-Mate の皆様には大変感謝しております。

これからは監査役の立場から、今まで頂いたご恩に少しでもお返しができるよう、努めて参る所存です。社業の今後益々の発展と皆様方のご多幸を祈念し退任の挨拶と致します。

株式会社ティ・アシスト 監査役 藤居 道雄



またマナークレームが増えました！あなたのマナーは大丈夫？

マナークレーム発生件数 5件 中部地区4件 関東地区1件
針刺し事故発生件数 0件 7月15日現在

T-Mateの接遇道～マナースペシャリストへ～



エレベーター内のマナークレーム編

左のイラストから、なぜクレームになってしまったか考えてみましょう！
クレームを起こした

T-Mateさん

患者様に話しかけたわけでもないし、ただの清掃スタッフ同士の世間話じゃない！
患者様のご家族にまさか聞かれているなんて・・・

正しい対応を考えてみましょう！
表情は？言葉は？配慮は？

- ①患者様の「顔色」「体調」「病状」などの病気に関わる話は絶対にしてはいけません。
- ②患者様の病状などの情報は個人情報になります。職場で知り得た情報は全て個人情報かもしれないと思い、取り扱うようにしましょう。万が一個人情報を漏えいすると罰則や懲罰を受けることがあります。
- ③エレベーター、廊下などでのスタッフ間同士の会話は絶対に禁止です。
- ④仕事の話は最低でも「です」「ます」を使って話します。友達用語は禁止です。

◆患者のご家族様の心の中◆

最近ご飯も食べられないくらい体調が悪くて、痩せたことを気にしていたのに…。母が聞いたら悲しむじゃない！誰が聞いているかわからないこんな場所で、人の個人情報を勝手に話さないでよ！



★新人T-Mate同期入社研修会&5年生以上研修会のお知らせ★

【中部地区対象】

7月に入社された皆様、

5年以上勤務されており、担当本部長から事前に案内があった皆様

開催日時：8月5日(土)10時～15時終了予定 ※お弁当出ます！

場所：トーカイ本社ビル14階、研修センター3階(本社横)

※本社ビル前で本部長がご案内します

住所：岐阜市若宮町9丁目16番地 ※サンクフルメイトを持参下さい！

【新人さん】DVD教育、技術研修等、内容は盛りだくさん！新人さんならではの悩みを解決しましょう。お会いできる事を楽しみにしています♪

【5年生以上】DVD教育、技術研修、業務の再確認等。ベテランの皆さんにお会いできる事を楽しみにしています♪お昼は、新人さん・ベテランさん・本部長の皆でランチミーティングを行います。語り合しましょう！！

東部でも8月に同期入社研修会を実施致します。業務担当者からご案内させて頂きます。



★ハウスクエア課からのお知らせ★

現在使用している洗面・浴室スポンジ「ブラッシュパッド」が新しく

「トレビカビニール洗浄スポンジ」に商品が変更になりました。

【使用開始】平成29年7月末から発注ができます。

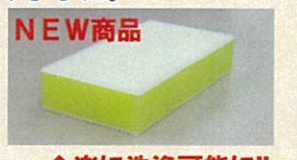
【商品コード】415300257

【商品名】アイセン「トレビカビニール洗浄スポンジ」

【特徴】

- ・本製品は1人1個での使用となります。3等分する必要はありません。
- ・従来のスポンジは片面のみの使用でしたが、本製品は両面使用が可能です。

新商品導入に伴い、取り扱いや発注方法が変わりますので宜しくお願い致します。



↑楽に洗浄可能に!!

★業務課からのお知らせ★

雨天時に必ず、レインコート(かっぱ)やポンチョ等を着用しましょう！

自転車通勤者が傘をさしたまま運転し転倒。怪我をされる事故が発生致しました。そこで、ティ・アシストでは「傘さし運転の禁止」を徹底いたします！

※2015年6月の道路交通法改正に伴い、自転車運転の取り締まりが強化されました。傘さし運転は道路交通法違反です。そのため、5万円以下の罰金が科せられることがあります。安全運転を心がけましょう！

